

令和 8（2026）年度子育て支援員研修事業業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が発注する令和 8（2026）年度子育て支援員研修業務委託を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定める。

1 目的

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく給付又は事業として実施される小規模保育事業、家庭的保育事業、ファミリー・サポート・センター、一時預かり、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点、乳児等通園支援等の事業は、こどもが健やかに成長することができる環境が確保されるよう、地域の実情やニーズに応じて、これらの支援の担い手となる人材を確保することが必要である。

このため、それぞれの地域において子育て支援の業務に従事し、又は関心を持ち、子育て支援分野の各事業等に引き続き従事し、又は今後従事しようとする者に対し、多様な子育て支援分野に関して必要になる知識や技能等を修得するための子育て支援員の研修を実施し、これらの支援の担い手となる子育て支援員の資質の確保を図ることを目的とする。

2 内容

「子育て支援員研修事業の実施について（令和 7 年 4 月 1 日第一次改正こ成環第88号、こ支家第98号こども家庭庁成育局長、こども家庭庁支援局長連名通知）」及び「子育て支援員研修の研修内容等の留意点について（令和 6 年 3 月 30 日こども家庭庁成育局成育環境課事務連絡）」に基づき、研修実施、並びに修了証の発行等を行う。

(1) 子育て支援員研修の実施（研修期間：令和 8（2026）年 7 月中旬～令和 9（2027）年 1 月上旬予定）

- ① 研修計画の作成（研修方法の検討、会場及び講師の選定、研修実施要領等の作成等）
- ② 研修実施に関する新聞等を活用した広報、研修受講申込み手続の周知等
- ③ 研修受講申込みの受付、受講者の決定
- ④ 受講決定者に対する受講案内
- ⑤ 研修の実施

次のコース別の人数を対象とした研修を実施する。

ア 基本研修 170から330名程度（県央、県南及び県北の 3 会場で各 1 回実施）
[講義 7 時間、演習 1 時間]

イ 地域保育コース（共通科目） 80から160名程度（1 回実施）
[講義10時間、演習 2 時間、実技 2 時間]

ウ 地域保育コース（地域型保育（選択科目）） 80から120名程度（1 回実施）
[講義 2 時間、演習 4 時間、実習 2 日以上]※ 3 (5) 参考

エ 地域保育コース（一時預かり事業（選択科目）） 50から70名程度（1 回実施）
[講義 時間、演習 時間、実習 2 日以上]※ 3 (5) 参考

オ 地域保育コース（こども誰でも通園制度（選択科目）） 50から70名程度（1 回実施）
[講義 時間、演習 時間、実習 2 日以上] ※ 3 (5) 参考

カ 地域保育コース（ファミリー・サポート・センター（選択科目）） 30から50名程度（1 回実施）
[講義 1 時間、演習 5.5 時間]

キ 地域子育て支援コース（利用者支援（基本型）） 20名程度（1 回実施）
[講義 4 時間、演習 12 時間、実習 1 日以上]

ク 地域子育て支援コース（利用者支援（特定型）） 30から60名程度（1 回実施）
[講義 3 時間、演習 2.5 時間]

ケ 地域子育て支援コース（地域子育て支援拠点） 50から100名程度（1 回実施）

[講義 3 時間、演習 3 時間]

コ 放課後児童コース 90から170名程度（県央、県南及び県北の3会場で各1回実施）

[講義 9 時間]

(2) 修了証の発行等

- ① 受講者の受講状況の管理
- ② 受講者アンケートの実施（受講者の属性、研修の理解度や満足度など）
- ③ 基本研修修了証明書、修了証書、一部科目修了証書の作成及び受講者への交付
（修了証明書等に使用する知事印はその印影を貸与するので、受託者が印影を使用して証明書等を作成する。栃木県公印規程を遵守すること。）
- ④ 受講者名簿、修了者名簿（一部科目修了者を含む。）の作成
- ⑤ 修了者の就職状況の把握（修了者ごとに受講後の就業状況等を把握すること。）

3 委託業務の詳細

(1) 実施方法については、対面による集合形式の研修（以下「集合型研修」という。）を基本とする。ただし、「子育て支援員研修の研修内容等の留意点について（平成27年5月21日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課研修・研究助成係事務連絡）」において、研修区分が講義とされている科目については、集合型研修のほか、オンラインによる研修（以下「オンライン研修」という。）も併せて実施することとする。

なお、オンライン研修の定員は、コース別定員の半数程度とするが、甲との協議により、変更等を行うことができる。

(2) 集合型研修については、次の点に留意すること。

- ・研修の実施会場については、感染症拡大防止を考慮した上で、受講者数に適した会場とし、駐車場の確保等、受講者の利便性も考慮すること。
- ・会場は宇都宮市内を基本とする。県北及び県南会場については交通網の利便性も考慮の上、適宜設定すること。

(3) オンライン研修を実施するに当たり、次の点に留意すること。

- ・受講者のパソコンもしくはスマートフォン等から視聴しやすいものとし、オンライン研修の内容は、講義映像の生配信を基本とする。配信方法の詳細は、甲と協議の上で決定すること。
- ・受講者の不正防止のため、受講者個人にID・パスワードを発行し、受講時のカメラ映像を確認する等の本人確認を行うこと。

(4) 受講者の参加意欲を高めるよう、広報等の工夫に努め、質問等に対しては親切丁寧に対応すること。また、申込開始の際は、参加希望者に対してホームページや新聞等への掲載などにより周知を図り、申込期間を十分に確保すること。

(5) 研修講師及び実習受入施設等に対して依頼を行う場合は、甲の信用をおとしめることのないようにすること。なお、地域保育コースの地域型保育、一時預かり事業、こども誰でも通園制度については、見学実習を講義・演習に代えることができることに留意すること。

(6) 受講者から実習受入施設の斡旋依頼があった場合は速やかに斡旋すること。

(7) 修了証書等の送付については、配達証明等により郵送し、受領したことを確認できる方法により行うこと。

(8) 委託事業に要する経費は委託費で賄い、受講者から受講料等を徴収しないこと。ただし、テキスト等に係る経費については、この委託費のほか、受講者から実費程度の額を徴収することも可能とする。

(9) 事業実施に当たって要した経費は、放課後児童コースの専門研修とそれ以外の研修を分けて実績を報告すること。

4 委託期間

契約締結日から令和9（2027）年3月31日（土）まで

5 委託料の支払い

委託料は、原則として業務完了後の精算払いとする。

6 実績報告書の提出

- (1) 本業務完了後、「実績報告書」（任意様式）を30部作成し、甲に提出すること。
- (2) 甲は、必要がある場合には、乙に対して本業務の処理状況等について調査し、又は報告を求めることができるものとする。

7 その他

- (1) 業務の成果は、甲に帰属する。
- (2) 企画・運営の詳細については、甲と協議の上、決定すること。
- (3) この仕様書に明記されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、両者の協議により、進めるものとする。